

発議第1号

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める
意見書

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、別紙のとおり
意見書案を提出する。

平成30年3月22日

廿日市市議会議長 仁井田和之様

提出者	廿日市市議会議員	井上佐智子
賛成者	〃	荻村文規
〃	〃	山口三成
〃	〃	佐々木雄三
〃	〃	細田勝枝
〃	〃	堀田憲幸
〃	〃	小泉敏信

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める
意見書（案）

日本社会における労働環境の大きな変化は、格差を広げるなど大きな社会問題となっています。また、生産性や効率化を追い求めるあまり、生きづらさを抱えた若者や障がい者など働きたくても働けない人々も増えています。働く機会が得られないことで、「生活困窮者」、「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」、「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がり、このことは日本全体を覆う共通した地域課題です。

一方、NPOや協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することを目指して事業を展開しています。このひとつである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて「人と人のつながりを取り戻し、仕事おこしによる就労の創出とコミュニティの再生をめざす」活動を続けており、上記の社会問題解決の手段の一つとして大変注目を集めています。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札や契約ができないといった問題があります。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、一万を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の「協同組合振興研究議員連盟」を立ち上げて法制化の検討が始まりました。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は切り離せないものです。だれもが「希望と誇りを持って働く」、「仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開

くものです。

多くの市民や働く人たちが自ら事業法人をおこしやすい制度で、そこで働く者一人一人が社会保険制度の適用を受け、また、社会性・公益性・平等性を掲げる理念に立脚した、「協同労働の協同組合法」を速やかに制定されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成30年3月22日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長	大島理森宛
参議院議長	伊達忠一宛
内閣総理大臣	安倍晋三宛
総務大臣	野田聖子宛
厚生労働大臣	加藤勝信宛
経済産業大臣	世耕弘成宛